



## 別表十三(三)の記載の仕方

- 1 この明細書は、固定資産である土地等を交換した法人が、法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第50条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。  
また、連結法人については、適用を受ける連結法人の法人名を「法人名」のこの中に記載してください。
- 3 「(6)と(7)の差額8」の金額が「(6)と(7)のうち多い金額の $\frac{20}{100}$ 相当額9」の金額を超える場合には、損金算入の適用を受けることができませんので御注意ください。
- 4 「圧縮限度額18」には、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合には、「(15)－(17)－1円」の金額を記載します。